

注意 1. 電報の取扱いは慎重に願います。
2. 電報についての照会は検閲班（内線2171、2174）に連絡願います。

電信写

08-043

大政軍刑外儀
人務務典房
次次
臣秘官官審審長長

外研長

◎ 儀對會要厚情研

察人圖在警史才圖

外報官 國際内外ブ

文 審

參政保對旅外

平安公司
玉企

參軍不原料



参行專人難地

長	
7	東中地番

長 | 國北東西

北

保一二審

二二
家

洋口鎮

一
西車

長	
---	--

近
参一二

長		
---	--	--

國漁總審

審經工國

長 | 経途

---	---

25	19	田
26	20	田
27	21	田
28	22	田
29	23	田
30	24	田
31	25	田
32	26	田
33	27	田
34	28	田
35	29	田
36	30	田
37	31	田
38	32	田
39	33	田
40	34	田
41	35	田
42	36	田
43	37	田
44	38	田
45	39	田
46	40	田
47	41	田
48	42	田
49	43	田
50	44	田
51	45	田
52	46	田
53	47	田
54	48	田
55	49	田
56	50	田
57	51	田
58	52	田
59	53	田
60	54	田
61	55	田
62	56	田
63	57	田
64	58	田
65	59	田
66	60	田
67	61	田
68	62	田
69	63	田
70	64	田
71	65	田
72	66	田
73	67	田
74	68	田
75	69	田
76	70	田
77	71	田
78	72	田
79	73	田
80	74	田
81	75	田
82	76	田
83	77	田
84	78	田
85	79	田
86	80	田
87	81	田
88	82	田
89	83	田
90	84	田
91	85	田
92	86	田
93	87	田
94	88	田
95	89	田
96	90	田
97	91	田
98	92	田
99	93	田
100	94	田
101	95	田
102	96	田
103	97	田
104	98	田
105	99	田
106	100	田
107	101	田
108	102	田
109	103	田
110	104	田
111	105	田
112	106	田
113	107	田
114	108	田
115	109	田
116	110	田
117	111	田
118	112	田
119	113	田
120	114	田
121	115	田
122	116	田
123	117	田
124	118	田
125	119	田
126	120	田
127	121	田
128	122	田
129	123	田
130	124	田
131	125	田
132	126	田
133	127	田
134	128	田
135	129	田
136	130	田
137	131	田
138	132	田
139	133	田
140	134	田
141	135	田
142	136	田
143	137	田
144	138	田
145	139	田
146	140	田
147	141	田
148	142	田
149	143	田
150	144	田
151	145	田
152	146	田
153	147	田
154	148	田
155	149	田
156	150	田
157	151	

自以朝臣之族
遂取封侯之賞

食	必求其以得性
食	必求其以得性

會長	田中、陽助
----	-------

七調研究参国

総 番 号 R147276

月 21 日

平成 6 年 7 月 21 日

韓 王 榮

本省着

主管

北 車

外務大臣殿

後 藤 大 使

村山総理訪韓 (韓国原爆ひ害者協会からの面会要望)

第2608号 大至急

(以下FAX送信 SO3279-01)

50.0210 /

住電第2555号に関し、

21日午前、韓国原爆被害者協会（以下、協会）徐錫佑（ソ・ソグ）副会長より当館丸尾に対して以下の通り電話連絡越した。対応振りにつき至急回電願いたい。

村山総理大臣の訪韓の機会に、辛泳洙（シン・ヨンス）会長より、村山総理大臣に直接お目にかかり、5分でもよいから訪韓歓迎の意を表するとともに、可能であれば声明書（協会から入手したので、写及び当館仮訳を別FAX信にて送付する。）もお渡ししたい。声明書の手交については、不可能であればやむを得ないが、総理大臣への訪韓歓迎の挨拶だけは是非とも行いたいのので、右の実現につきご配慮方宜しく願いたい。明22日の夕方までに結果をお教えいただければ有難い。

（了）

F A X 信

大 至 急

総 番 号 R147277

月 21日

平成 6年 7月 21日

外 務 大 臣 殿

韓 国 発
本 省 着

後 藤 大 使

主 管

亜 北

村山総理訪韓（韓国原爆ひ害者協会からの要望）

F A X 信 大至急

（以下FAX送信 S03280-02）

往電第2608号別FAX信

SO: 3280-

往電第 号別FAX信

(仮訳)

声 明 書

日本の村山総理大臣の訪韓に対して歓迎の意を表し、社会党の委員長時代に在韓被爆者に対して積極的に声援を送っていただき、有難うございます。

在韓被爆者は、次の事項を訴えます。

第一に、我々被爆者は、二重三重の被害をこうむっており、原子爆弾によって大量虐殺を受け、負傷者は一生障害者として生活していることを認識しなければなりません。

第二に、日本政府は、戦後処理はもちろん、在外被爆者に対しても日本の被爆者と同様な待遇を施さなければなりません。

第三に、韓国原爆被害者協会と日本政府とは、対話によって被爆者の問題を解決しなければなりません。

第四に、世界の人類の平和のためにも韓国原爆被害者は現在のまま放置されてはなりません。

第五に、87年度に23億ドルを請求した補償は実現せず、92年度の40億円は補償ではなく、治療費等の一時的な拠出金であることを肝に銘じなければなりません。

聲 明 書 SO: 3280- 2

日本 村山富市 總理大臣의 訪韓에 즈음하여 歡迎의 뜻을 表하는 바이며, 前社會黨 委員長으로 계실 때도 在韓被爆者에 對하여 積極的으로 聲援해 주셔서 感謝합니다.

在韓被爆者는 다음 몇가지를 再闡明합니다.

첫째, 우리 被爆者는 二重三重의 被害를 當했으며 原子爆彈에 依해 大量虐殺 當하고, 負傷者는 平生 不具者임을 認識하여야 합니다.

둘째, 日本政府는 戰機處理는 勿論이거니와 在外 被爆者에게도 日本被爆者과 같은 處遇를 해야 합니다.

셋째, 韓國原爆被害者協會(被害當事者)와 日本政府는 對坐해서 被爆者 問題를 解決하여야 합니다.

네째, 世界人類平和를 爲해서라도 韓國原爆被害者들을 放置해서는 안됩니다.

다섯째, '87年度 23億弗 請求한 補償金은 實現되지 않았고, '92年度 40億円은 補償金이 아니고 治療費 等 一時 據出金임을 銘心하여야 합니다.

1994. 7. 23.

社團法人 韓國原爆被害者協會 會員一同 (3)